

会計事務所と顧問先をむすぶ

クルー **CLUE**

12

2009

DECEMBER

1

ワークスケジュール／ワークマニュアル
エコノミックストレンド

8 6 2

PCテクニック：行頭の位置をマウスで調整する
経理・税務：ちよつと待った!!その年末調整
経営・財務：経営支援徒然帖

3
特集

賢い人はすでにしている法人化
日本の税制は圧倒的に法人が有利



No.137

<http://www.profit21.co.jp/>

賢い人はすでにしている法人化

日本の税制は 圧倒的に法人が有利



政府も認める所得捕捉率の不平等

平成21年も12月を迎え、個人事業の方々には頭の痛い確定申告の時期がやってこようとしています。日本には法人が300万社もあり、その7割近く、210万社が節税目的の会社だと言われています。これは日本の現行税制が、個人事業を法人化し、法人から給与をもらう方が絶対に有利、節税になるからです。その防止策として1,600万円以上の役員報酬に対する給与所得控除の損金不算入等々の防止策が採られています。政府も子供手当の所得制限を求める声に対して「現行の税制度に欠陥があり、所得金額の捕捉率が一定でない」と認めているのですから「何をか言わん」です。現在は公表されていませんが、以前には確定申告の集計が終わったころ、所得番付が新聞等で公表されていました。毎日のようにTVで活躍する有名人が所得番付に掲載されず、それ以下の所得しかないと思われる有名人が所得番付上位に掲載され、「おかしいなあ」と感じられた人も多いのではないのでしょうか？

え！あの人！！その「からくり」は？

その「からくり」は、個人事務所の社長を配偶者や親族にして法人化し、自分は「△△企画」の社員として「サラリーマン」となっているケースがほとんどと思われる。

個人事業を法人化して、社員や役員として「給与」をもらうことが、なぜ税金の節税につながるのか考えてみましょう。

現在の日本の税制は、個人の所得税・住民税の場合、所得が高い人ほど税率が高い最高50%の「累進税率」がとられています。それに比して法人の法人税・法人住民税の場合は、一定税率(約30%から40%)となっています。また、給与所得控除が高く、会社の利益を給与ととってしまえば、会社の税金は0円で、所得税も給与所得控除活用で激減する仕組みができます。

ただし実際の会社経営は、これほど単純ではありませんが、一般的に個人経営よりは法人にして給与所得を支払ったほうが、税負担はより少なくなる、ということを知っておいてください。

まだまだある法人化のメリット

① え！こんなもので会社の経費？

① 生命保険は、個人で加入するとその控除額は5万円しかありません(年金分を合わせてもトータル10万円)。

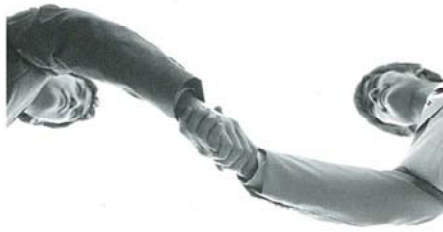
例えば、生命保険料を月額3万円(年額36万円)支払っている場合、生命保険料控除は5万円であるので、残りの31万円は所得税を支払った手取り所得でしか支払うことができないのです。ところが、法人で生命保険に加入する場合、保険のかけ方によっては全額経費に計上することができ

るもの、支払った保険料の半分だけ経費に計上できるものなどがあります。生命保険料が代表的ですが、会社が受取人であれば、金額の上限なしで保険料が経費となります。

② また、万が一死亡した場合や、事業を子供に承継した場合、法人であれば、退職金や弔慰金を受け取ることができます。法人からの弔慰金は、最終給与×36か月業務上の死亡の場合、もしくは6か月(それ以外)で、法人の全額経費かつ相続税上の非課税となり、一切の税金が免除となります。また、退職金は一定の限度があるものの全額法人の経費となり、所得税は他の所得と合算されない分離課税累進税率が低くなるのでかつ退職所得控除が引け、更に1/2になり、実行税率は1%から8%程度に減額されます。

1,000万円の退職所得で、20年勤続であれば、 $(1,000万円 - 20年 \times 40万円) \div 1/2 \times 10\%$ 10万円となり、わずか1%の税金しか課税されません。

③ 会社で自宅を購入しても賃貸しても住宅にして安く借りることができ、通常の家であれば、時価の2割程度で会社から賃貸でき、その分の所得税・社会保険料が軽減できます。会社は、購入すれば減価償却費と金利、賃貸すれば、家賃が全額法人の経費とすることが出来ます。



【2】個人事業の専従者給与と法人の役員報酬

法人に比べ、個人事業の家族従業員に対する税務署の調査は、はるかに厳しいのです。

法人の役員報酬の方が、労働の対価で判断できないため、税務署での判断が難しいからです。

個人事業の親族への給与支払いは、労働の対価性が問題となるため、勤務実態・同業他社の同種給与等と比較して、その給与の額が問題となるケースが多いです。

法人化し、配偶者や親族を役員にして役員報酬を支払っている場合、役員は労働者ではないため、経営に従事し、責任リスクを感じているか否かの判断も考慮されるので、未成年者や高額の役員報酬以外は問題となりません。

【3】税務調査の水準（法人3,000万円、個人3,000万円 個人事業の調査レベルの方が高い）

税務署も暇ではないので、会社の規模・所得金額・複雑かつ脱税の多い業種等によって、調査官のレベルが違ってくるのは当たり前です。法人の売上3,000万円程度の会社は、極小零細企業であり、個人事業の売上3,000万円は高額な方で、調査官のレベルが異なりますし、調査の頻度も違ってきます。税務調査は時間もとられ不愉快な思いも強いので出来れば避けたいのは人情です。

【4】消費税が最大2事業年度免税になる

資本金1,000万円未満の会社として設立した場合、2年間消費税を納付する必要がありません。個人事業の場合は1年目から納税義務が発生します。平成18年5月の新会社法施行で、株式会社最低資本金1,000万円以上の規定が撤廃され、1円でも株式会社で設立でき、有限会社もなくなり、対外的信用を考慮することもなくなりました。

これにより、売上3,000万円程度であれば、消費税5%を預かり、益税となった消費税2.5%として最低でも1年間75万円、2年間で150万円の節税となります。

【5】決算期を自由に設定することができる

個人の場合、事業年度が1月1日～12月31日と決まっていますが、法人化した場合、自由に設定することができます。

決算期の決め方は、

- ① 資金繰りで考えると、3月決算の場合、申告・納税は5月になります。お金が一番残っている月の2か月前が決算月だと資金繰りが楽になります。夏季・冬季の支給月である7月の場合5月、12月の場合は10月になるので、その決算月は避けた方が良いでしょう。
- ② 小売、飲食業等は2月・8月は暇だと言われていきます。在庫も少なく、棚卸しも楽だと考えれば、12月決算2月申告、6月決算8月申告、8月決算10月申告もいいのではないのでしょうか。

【6】赤字を7年間繰り越せる

青色申告をした事業年度に生じた赤字は、翌年度から7年繰り越すことができます。

（この間に黒字が生じた場合は、この赤字と相殺されて節税になる。）

※事例：1期目赤字1,000万円が出た場合

1期目	決算赤字の場合		単位千円	
	金額	負債	金額	
資産		●●	100,000	
	100,000	○○	100,000	
		資本金	10,000	
		利益	-10,000	
小計	100,000		100,000	

◎ 白色申告の場合、繰越欠損金が使えない

2期目、利益2,000万円の場合、税率40%として80万円納税。

◎ 青色申告の場合、繰越欠損金によって前期と損益通算可能

2期目、利益2,000万円の場合、税率40%として2,000万円－1,000万円＝1,000万円納税。

たかが、青色申告承認申請書1枚で400万円の差がつきます。

7 個人の財産が守りやすい
法人別会社を資産管理会社にする

個人・法人問わず、経営者の100%は事業債務の連帯保証人となっています。

(知る限り何らかの連帯保証債務をしない経営者は皆無です)そのため、倒産は即自宅の競売につながります。60歳以上の高齢者で倒産し、自宅を追われ、アパートの入居も断られ、ホームレスにもなりかねない経営者が増加しています。そこで、経営者の自宅を保全し、節税対策も図れる方法を考える必要があります。

これは経営者の身内で連帯債務者になつていない人を代表者にして法人を設立し、その子会社に経営者のすでに所有している自宅を売却するか、新たに自宅を購入して、親会社がその子会社から社長の社宅として賃貸する方法です。例えば親会社が破産し、社長が連帯債務者として破産しても、子会社は親会社と何の法的関係もありません。結果、一切負債がのしかかってくることもなく、経営者の住む家は確保できます。

8 相続財産が会社の自己株価評価となる

相続財産が会社の自己株価評価となり、平成20年10月よりの相続税納税猶予の活用可能になります。一定の条件で相続税の納税が猶予、免税されます。

9 各種補助金、銀行融資等

各種補助金、銀行融資等が個人事業と比較しはるかに受けやすくなります。

法人化・会社設立の手続きのための基本知識

① 資本金1円・取締役1人で株式会社設立可能

但し、取締役1名の場合は、株式の譲渡制限会社であること。

役員は最長2年だった任期を最大10年まで延長可能になり、変更費用が軽減された。

② 払込金保管証明書の廃止

通帳のコピーで可能

③ 類似商号の規制緩和

④ 株式会社設立の手続き

- 1) 発起人を決める
- 2) 会社の基本事項を決める(商号・目的・資本金等)・商号決定後実印発注
- 3) 定款作成
- 4) 公証人による定款の認証を受ける
- 5) 引受株式数を決める
- 6) 通帳に資本金を払い込む・出資金は1円でもよい
- 7) 通帳のコピーを添付した払込証明書を作成する
- 8) 取締役、監査役を選任する・取締役1名の会社の場合1名で可

9) 取締役会を開催。代表取締役を選任する：取締役1名の会社の場合、代表取締役不要

10) 法人の設立登記：登記所にて登記申請

登記申請から約1週間～2週間で登記完了

11) 会社誕生：税務署・道府県・市町村へ届出
開業届け・青色申告・給与支払事務所開設届け等々

法人成り後チェック事項

法人の設立は通常、個人事業からの組織変更から行われることが通常です。その際、変更すべき事や、提出しなければいけない書類等があります。以下、チェック事項になります。詳細は顧問税理士、司法書士にお聞きください。

▼ 法人成り後チェック事項

開業届けを税務署及び道府県税務所に届けたか？
法人成り予定の前日を基に貸借対照表を作成したか？
源泉所得税の納期の特例を申請したか？
個人の国税の予定納税減額申請を出す必要があるか？ (7/15・11/17まで)
法人の消費税の届け出書は提出したか？
役員報酬の決定を行ったか？
小規模企業共済の解約を行ったか？
法人の通帳を作成したか？
通帳は名義変更または解約をしたか？ (銀行に要確認のこと)
自動振り替えの支払い口座の変更等をしたか？
引継ぎ資産の耐用年数の変更をしたか？ (中古資産になる)
借入債務はどうするのか？ (法人のまま引き継ぐのか、個人のままか。銀行と事前折衝必要)
個人事業のクレジットカードの解約、法人カードの新規作成を行ったか？
個人・法人間で営業譲渡契約書等を作成したか？